

手話言語法ニュース

2022年 1月 31日 NO.71

事務局：一般財団法人全日本ろうあ連盟 〒162-0801 新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL：03-3268-8847/FAX：03-3267-3445

手話言語法制定推進運動本部：委員長 石野富志三郎 事務局長 久松三二

普及啓発・広報グループ：中西久美子・倉野直紀・大杉豊・佐藤英治・山田稔彦

条例・ネットワーク支援グループ：大竹浩司・久松三二・田門 浩・渡部芳博・橋本博行

ろう幼児等支援グループ：石橋大吾・山根昭治・倉野直紀（兼）・吉野幸代

解説動画



手話言語法制定までの道のり③ 手話を広める知事の会総会・手話言語フォーラム

2021年11月19日（金）「手話を広める知事の会総会・手話言語フォーラム」を開催しました。全国の行政関係者、加盟団体会員・手話関係者等の皆様方、会場・YouTube配信を併せて約1,300名のご参加をいただきました。

第1部の手話を広める知事の会総会は、昨年コロナの影響により開催できなかったため、2年ぶりの開催となり、会長の平井伸治鳥取県知事をはじめ、多くの皆様が手話言語にてご挨拶されました。

講義では静岡県立大学国際関係学部の石川准教授に「障害者差別解消法改正と障害のパラダイムシフト」をテーマにご講演いただきました。障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行により、国内の障害者に対する施策や高等教育の面でとても前進したことが報告されました。

更に海外と比較して、特にウェブやアプリに関して、情報アクセシビリティに関する法制化が必要であることをお話いただきました。



石川 准教授

これまで障害者権利条約批准後の日本政府との建設的対話について、コロナの影響により延期していることを本ニュースでもお伝えしていましたが、国連より来年夏に開催する見込みであることが伝えられました。対話に向け、どのような取組が進められるのか、今後に期待ですね。

第2部の手話言語フォーラムでは、きこえない・きこえにくい子どもの早期発見と支援について、様々な立場の方にご講演いただきました。

まず教育学の立場から、金沢大学人間社会研究域学校教育系の武居渡教授より「ろう児の言語獲得について～乳幼児支援における手話言語獲得の必要性～」についてご講演いただきました。

ろう児には手話も日本語もしっかりと身につけられるバイリンガル教育が望ましいとし、そのためにはどのような支援・教育が必要か具体的にお話いただきました。

まずは文字を習得する前の乳幼児期に親や周囲の大人とのコミュニケーション、“わかった”という経験が重要であり、そのためには手話は視覚言語であるため有効であること。

すでに日本語を身につけた子どもであっても手話が必要な場面は多数あり、第二言語として手話を必要とする子どもや保護者に対しても手話言語を習得する環境を提供できる仕組みづくりが大切であり、そのためには行政やろう学校との協力が不可欠であることをお話いただきました。



武居 渡教授

次に医学的な立場から、九州大学大学院医学研究院耳鼻咽喉科学分野の中川尚志教授より「ろう児の言語獲得」についてご発言をいただきました。医学的に分析すると、音声言語話者より手話言語話者は視覚と聴覚とが神経細胞レベルで機能的に強く結びついており、早期から支援・療育することで手話言語の獲得に有効であることと説明いただきました。



中川 尚志教授



石橋 大吾副理事長

そして当事者の立場から、全日本ろうあ連盟の石橋大吾副理事長より「ろう児の言語獲得」について発言しました。全国どこにいても、様々な支援の選択肢があると知ることができ、きこえない・きこえにくい子ども自身に合った支援を受けられる体制作りが大切であると説明しました。

当連盟では今年8月に「きこえない・きこえにくいお子さんを持つママ・パパへ」というパンフレットを発行しました。全国の加盟団体を通じて病院や言語聴覚士会、ろう学校等に配布し、好評をいただいております。

皆さんもぜひご覧ください。



黙話＝手話?!

No.3 當 芳枝



行政から見た手話言語条例

条例策定までの苦労

田岡克介(石狩市 前市長)

石狩市手話言語条例の策定に向け発足した検討委員会での討議は、厳しい季節の到来を告げる初雪に向かって踏み出すような、多少緊張感に包まれた重い一歩目でもあったと記憶している。

第2回目の検討会で早くも迷路に陥り、論点の拡散と討議は暫し停滞した。手話は少数話者の狭い領域のことで、基本「よく分からない」と思い込んでおり、特に「言語」に対する専門性に潜在的な拒絶意識があったのではなかろうか。

しかし、この時間帯を持ち得たことは後の行動へと繋がり、結果「かけがえの無い習熟の時」を得たことに気付いた。

ここでの論点を整理すると、

- ① 手話を言語とする条例制定の意味付けは。(手話話者は条例化されていないことで何が問題なのか、条例の対象者は)
- ② 手話は形態模写の発展系で、言語と評価すべきなのか。
- ③ 手話は福祉行政所管か教育委員会所管課か。(福祉的行政サービスか言語教育か)
- ④ 日本は単一言語国であり、手話も日本語である。独立言語とすることへの疑問。(手話は方言程度、多様性は否定しない)
- ⑤ あまりにも専門的な領域で市民議論に馴染まない。有識者による検討が適切ではないか。

などであり、説明力を有していない(行政手法として前例が無い)。

市としても、戸惑いをもって対応せざるを得なかったのが実態であり、市長としてもかなり短絡的(観念的)に「手話は言語」と言い続け、「ジェスチャーには約束は無いが、手話は約束や体系付けられている言葉で、言語だ」と、呪文のように唱えるのみだった。

今にして思うのだが、「ミスリードはしてないか」の恐怖を抱きながらも、課題を共有した市民、議会、団体、サークルなどの皆さんの強い目的意識が何かをつき起こしていた。感謝あるのみです。

今日では、動画、新聞、雑誌などのマスメディアを通じ、「手話文化」の認知度は格段の広がりを見せ、特に地方自治体における個性豊かな施策の展開は進化を始めている。法の立て付けの困難性を考えると、むしろ現実的な推進力を発揮し得る地方の得意分野だと言えよう。

石狩市では「手話言語条例」を理念に特化し、「施策の方針」で向かうべき施策の方向を示し(例えば情報・コミュニケーションに係る政策)、「市政執行方針」で事業の目的を説明し、予算を計上する流れを関係者間で共有している。(障害者基本法を受けた福祉的施策は「市障がい者計画」に示す)

これからの社会は、均質な行政サービスのシャワーを求める一方で、市民自らが選択・実践者となる参加型共社会へとベクトルは動き出している、無声言語話者と日常触れ合う基礎自治体として、市民とともにさなる手話言語のプラットフォームとなることを期待する。



こんなところに手話言語

大阪府堺市では、2017年4月1日「堺市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」が施行し、これまで市民・職員向けの手話講座や研修、市長記者会見の動画へ手話言語と字幕の挿入等、様々な施策が行われてきました。

2021年12月より、市役所から送付される封筒で手話単語をご紹介いただくこととなりました。



これは当連盟発行の『わたしたちの手話 学習辞典Ⅰ』に掲載されている単語から転載しており、多くの市民の目に触れる封筒に手話言語を掲載することで、手話を知るきっかけとなること、より身近なものとして認識が広がることか期待されます。

条例成立情報

和歌山県有田川町

2021年11月30日「有田川町手話言語条例」が可決されました。2021年12月1日施行です。



和歌山県那智勝浦町

2021年12月9日「那智勝浦町手話言語条例」が可決されました。2021年12月24日施行です。



山形県中山町

2021年12月10日「中山町手話言語条例」が可決されました。同日施行です。



兵庫県猪名川町

2021年12月14日「猪名川町手話言語条例」が可決されました。2022年4月1日施行です。



山形県新庄市

2021年12月14日「新庄市手話言語条例」が可決されました。同日施行です。



長野県塩尻市

2021年12月17日「塩尻市手話言語条例」が可決されました。2022年4月1日施行です。



和歌山県九度山町

2021年12月17日「九度山町手話言語条例」が可決されました。同日施行です。



高知県安芸市

2021年12月20日「安芸市手話言語条例」が可決されました。2022年1月1日施行です。

